

---

## 付録 資料集

---

### I 事業全体

- ①益城町災害廃棄物処理事業タイムライン
- ②益城町災害廃棄物処理実行計画（第1版）
- ③益城町災害廃棄物処理実行計画（第2版）

### II 公費解体関係

#### 【実施要綱】

- ①平成28年熊本地震に係る損壊家屋等の解体等事業実施要綱

#### 【申請書様式】

- ②被災家屋等の解体、撤去及び処分に関する申請書
- ③委任状（申請書添付書類）
- ④確約書（申請書添付書類）
- ⑤同意書（申請書添付書類）
- ⑥誓約書（申請書添付書類）

#### 【通知関係】

- ⑦損壊家屋等の解体・撤去に係る決定通知書
- ⑧損壊家屋等の解体・撤去証明書

### III 自費解体関係

#### 【実施要綱】

- ①平成28年熊本地震に係る損壊家屋等の解体等を自ら実施した者に対する所要経費の償還に関する要綱

#### 【申請書様式】

- ②損壊家屋等の解体撤去費用申請書
- ③建物配置図
- ④写真票
- ⑤誓約書
- ⑥委任状

#### 【審査時使用】

- ⑦自費解体費用算定シート

#### 【通知関係】

- ⑧損壊家屋等の解体撤去費用に係る所要経費償還決定通知書
- ⑨誓約書（申請時に領収証が添付されていなかった場合）
- ⑩同意書（申請後に申請者が死亡した場合）

### IV 解体証明関係

- ①解体証明願兼証明書

## V 仮置場関係

### 【搬入証】

- ①災害ごみ特別搬入証（公費解体業者向け）
- ②災害ごみ搬入許可申請書（公費解体業者以外向け）
- ③災害ごみ搬入証（公費解体業者以外向け）

### 【配付資料】

- ④一次仮置場場内配置図及び注意事項
- ⑤一次仮置場案内図

## VI 広報

- ①広報ましき災害臨時号 No.2（災害ゴミ分別に関する記事）
- ②広報ましき災害臨時号 No.3（仮置場受入日に関する記事）
- ③広報ましき災害臨時号 No.4（公費解体に関する記事）
- ④広報ましき災害臨時号 No.5（災害ゴミに関する記事）
- ⑤広報ましき災害臨時号 No.10（公費解体に関する記事）

## VII 災害廃棄物関係法令

- ①廃棄物の処理及び清掃に関する法律（災害廃棄物処理に関する部分に限る）三段表
- ②災害対策基本法（災害廃棄物処理に関する部分に限る）

## I 事業全体

## ①益城町災害廃棄物処理事業タイムライン

年月日	主な出来事 〔【国】…国に関すること、【県】…県に関すること、【町】…益城町に関すること〕
平成 28 年 4 月	
14 日 (木)	○21 時 26 分、熊本地震（前震）発生（最大震度 7、益城町震度 7）。 【国】各地方環境事務所に対して被害情報の収集を指示。 【県】災害対策本部を設置。 【町】災害対策本部を設置。
15 日 (金)	【国】九州地方環境事務所に災害対策本部を設置。 【県】災害時支援協定に基づき、（一社）熊本県産業廃棄物協会及び熊本県環境整備事業協同組合へ支援要請。 【町】12 時から、益城中央小学校跡地に、災害廃棄物仮置場を設置（19 時まで）。
16 日 (土)	○1 時 25 分、熊本地震（本震）発生（最大震度 7、益城町震度 7）。 【国】被害拡大を踏まえ、被害状況の再確認を各地方事務所に指示。 【町】町仮置場にて、6 品目（可燃物、不燃物、瓦、コンクリート、木材、家電）の分別開始。受入時間は 8 時から 19 時まで。
17 日 (日)	【国】熊本県庁内に、現地支援チーム事務室を開設し、県内被災自治体を支援。
19 日 (火)	【町】生活ごみについて、ごみステーション収集再開。 【町】仮置場の状況を踏まえ、県に対して、2 箇所目の仮置場（町内県有地）の整備を県に依頼
20 日 (水)	【県】益城町県有地を益城町の 2 箇所目の仮置場として整備することを決定。
24 日 (日)	【町】町仮置場の受入を 12 時 30 分で中止。二か所目の仮置場（テクノ横県有地）への搬出作業等のため、4 月 28 日まで閉鎖。
25 日 (月)	【県】国各機関に対して緊急要望（副知事ほか） 【町】委託業者による町仮置場の現場管理を開始。
26 日 (火)	【国】事務連絡「被災市町村が損壊家屋等の解体・撤去を行う場合の留意事項について」を发出。
28 日 (木)	【県】県内自治体を集め、「平成 28 年熊本地震に伴う災害廃棄物処理に関する説明会」を開催。
29 日 (金)	【町】12 時から、一次仮置場受入再開。分別項目は、ガラス、金属、木（家具、柱）、布団、家電、瓦、コンクリートに整理。
30 日 (土)	【町】り災証明の前提となる建物被害調査開始（町内建物全戸を調査）。
平成 28 年 5 月	
1 日 (日)	【町】り災証明書申請受付を開始
3 日 (火)	【国】丸川大臣が熊本市及び益城町を現地調査するとともに、熊本県知事及び熊本市長と意見交換を実施。関係省庁との調整を踏まえ、全壊に加え、半壊の家屋等の解体費用についても、災害等廃棄物処理事業費補助金の対象とすることが決定
7 日 (土)	【国】災害廃棄物処理事業の取扱いに関する質疑応答」を发出し、既に倒壊した家屋等を自ら解体業者に依頼して撤去した場合についても、一定の条件のもと補助金の対象とすることを公表。
9 日 (月)	【県】国に対して、復旧復興に係る特別措置を求める要望（知事・県議会議長）。 【町】益城クリーンセンター受入再開。
10 日 (火)	【県】第 2 回「平成 28 年熊本地震に伴う災害廃棄物処理等に関する説明会」を開催。
13 日 (金)	【国】大規模災害からの復興に関する法律に基づき、平成 28 年熊本地震を非常災害に指定。
16 日 (月)	【県】循環社会推進課内に、災害廃棄物処理専任チームを設置。
18 日 (水)	【県】被災自治体の首長が集まり、熊本県災害廃棄物処理対策会議を開催。
20 日 (金)	【県】6 市町村（宇土市、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町及び甲佐町）から発生した災害廃棄物処理について、地方自治法に基づく同市町村からの要請により、熊本県が受託することを熊本県知事が会見で公表 【町】県に対して、災害廃棄物処理の事務委託協議書を提出。 【町】り災証明書の交付開始（当初は、グランメッセ熊本駐車場特設会場において）
23 日 (月)	【県】6 市町村からの事務委託協議について同意。 【町】益城クリーンセンター試運転を開始。
26 日 (木)	【県】第 3 回「平成 28 年熊本地震に伴う災害廃棄物処理等に関する説明会」を開催。
30 日 (月)	【県】益城クリーンセンター、仮復旧。

年月日	主な出来事 （【国】…国に関すること、【県】…県に関すること、【町】…益城町に関すること）
平成 28 年 6 月	
1 日（水）	【町】 環境衛生課設置。役場外来用第二駐車場のユニットハウスで執務開始。
6 日（月）	【町】 公費解体申請書を配付（福田、津森、飯野）
7 日（火）	【県】 平成 28 年熊本地震による損壊建物の公費解体手続き及び復旧工事におけるアスベスト飛散防止対策に関する説明会を開催（第 4 回「平成 28 年熊本地震に伴う災害廃棄物処理に関する説明会」）。 【町】 公費解体申請書を配付（木山、広安）
8 日（水）	【町】 公費解体申請書を配付（木山、広安）
15 日（水）	【町】 公費解体申請書受付開始（@益城町文化会館特設会場）
20 日（月）	【県】 循環社会推進課内に「災害廃棄物処理支援室」を設置。併せて益城町、西原村、南阿蘇村に県職員を 2 名ずつ派遣。
21 日（火）	【県】 熊本県災害廃棄物処理実行計画（第 1 版）を策定・公表。県内での災害廃棄物発生総量を 195 万トンと推計。
30 日（木）	【町】 総務大臣あてに、災害廃棄物処理を県に事務委託することについて届出。
平成 28 年 7 月	
6 日（水）	【町】 自費解体償還申請に係る申請書類を配付開始。
7 日（木）	【町】 公費解体着手（7 社 11 班体制）
8 日（金）	【県】 第 5 回「平成 28 年熊本地震に伴う災害廃棄物処理等に関する説明会」を開催。
11 日（月）	【町】 一次仮置場の受入日時を「火・水・木・土・日の 9 時～12 時、13 時～16 時」に変更。
13 日（水）	【県】 西原村が追加で事務委託を行い、災害廃棄物処理の一部を県に事務委託した市町村が 7 市町村となる。
14 日（木）	【町】 環境省に対して、災害等廃棄物処理事業報告書（推計）を提出。
20 日（水）	【町】 自費解体申請を受付開始。
26 日（火）	【国】 熊本地震災害復旧等予備費において、災害廃棄物処理に 340 億円を使用することを閣議決定。併せて、予備費で措置した災害廃棄物処理基金と、途方財政措置の拡充による地方負担額のさらなる軽減策を公表。
27 日（水）	【県】 第 1 回災害廃棄物処理に係る事務委託関係者会議を開催。
平成 28 年 8 月	
1 日（月）	【町】 日曜日及び祝日の申請窓口を閉鎖。土曜日は当面継続。
2 日（火）	【町】 一次仮置場搬入証交付開始（個人搬入は、9 月から交付開始。）。
6 日（土）	【県】 二次仮置場整備工事に係る住民説明会を開催（9 日にも開催）。
8 日（月）	【町】 災害等廃棄物処理事業費補助金交付申請（事業費約 91 億円（補助金額 46 億円））。
15 日（月）	【町】 指定ゴミ袋での収集を再開。
19 日（金）	【国】 益城町に係る災害等廃棄物処理事業費補助金交付決定。
24 日（水）	【国】 災害廃棄物処理に 100 億円、廃棄物処理施設災害復旧に 32 億円を措置することを盛り込んだ、平成 28 年度第 2 次補正予算（案）を閣議決定。
26 日（金）	【町】 災害等廃棄物処理事業費補助金概算払請求。
29 日（月）	【県】 第 2 回災害廃棄物処理に係る事務委託関係者会議を開催。
31 日（水）	【町】 災害等廃棄物処理事業費補助金概算払請求分を収納。
平成 28 年 9 月	
1 日（木）	【町】 一次仮置場の受入日時を「月・火・木・金・土（日祝閉鎖）の 9 時～12 時、13 時～16 時」に変更。
8 日（木）	【県】 第 3 回災害廃棄物処理に係る事務委託関係者会議を開催。 【町】 益城町災害廃棄物処理実行計画（第 1 班）策定・公表。町の災害廃棄物発生量を約 55 万トンと推計。
9 日（金）	【町】 一次仮置場のレイアウトを変更後、受入再開。
14 日（水）	【県】 第 4 回災害廃棄物処理に係る事務委託関係者会議を開催。
16 日（金）	【町】 環境省あてに、実地査定の前提となる災害等廃棄物処理事業報告書を提出（総事業費約 230 億円）。
30 日（金）	【県】 二次仮置場部分併用開始（木くずのみ）。

年月日	主な出来事 （【国】…国に関する事、【県】…県に関する事、【町】…益城町に関する事）
平成 28 年 10 月	
1 日（土）	【町】 一次仮置場の受入日時を「日祝以外受入れ（水曜日は木くずのみ休止）」に変更。
4 日（火）	【町】 「公費解体進捗管理」関係者ミーティングの開催を決定（毎週金曜日 16:00～。メンバーは当課、解体工事業協会、補償コンサルタント）
14 日（金）	【県】 第 5 回災害廃棄物処理に係る事務委託関係者会議を開催。
24 日（月）	【町】 環境省による災害実地査定（26 日（水）まで）。
31 日（月）	【県】 二次仮置場併用部分拡大（コンクリートがら・瓦受入開始）
平成 28 年 11 月	
9 日（水）	【国】 益城町に係る災害等廃棄物処理事業費補助金限度額変更通知（総事業費約 230 億円（補助限度額約 115 億円））
21 日（月）	【町】 災害等廃棄物処理事業費補助金変更交付申請（事業費約 128 億円（補助金 64 億円））。
28 日（月）	【県】 第 6 回「平成 28 年熊本地震に伴う災害廃棄物処理等に関する説明会」を開催。併せて、第 6 回災害廃棄物処理に係る事務委託関係者会議を開催。
平成 28 年 12 月	
9 日（金）	【県】 二次仮置場併用部分を拡大し（混合廃棄物）、益城町からのみ先行搬入開始（指定物件のみ）。
21 日（水）	【県】 二次仮置場、全面併用開始。
22 日（木）	【県】 災害廃棄物仮置場設置市町村会議を開催。併せて、第 7 回災害廃棄物処理に係る事務委託関係者会議を開催。
26 日（月）	【国】 災害等廃棄物処理事業費補助金変更交付を決定（約 64 億円）。
平成 29 年 1 月	
10 日（火）	【県】 第 8 回災害廃棄物処理に係る事務委託関係者会議を開催。
16 日（月）	【県】 第 7 回「平成 28 年熊本地震に伴う災害廃棄物処理等に関する説明会」を開催。併せて、第 9 回災害廃棄物処理に係る事務委託関係者会議を開催。
27 日（金）	【町】 公費解体業者を集めて、説明会を開催（残さ受入基準の緩和など）。
31 日（火）	【町】 自費解体申請受付を終了。
平成 29 年 2 月	
1 日（水）	【町】 公費解体から生じる木くずの受入ルール変更（地域ごとに一次仮置場か二次仮置場へ搬入）。解体残さ受入基準を緩和（おおむね 30 センチメートル以内）。
24 日（金）	【県】 第 10 回災害廃棄物処理に係る事務委託関係者会議を開催。
平成 29 年 3 月	
1 日（水）	【町】 解体残さ受入基準をさらに緩和（おおむね 50 センチメートル以内）。
21 日（火）	【県】 第 11 回災害廃棄物処理に係る事務委託関係者会議を開催。
31 日（金）	【町】 公費解体申請受付を終了。
平成 29 年 4 月	
10 日（月）	【町】 平成 28 年度分の災害等廃棄物処理事業費補助金実績報告書を提出（事業費約 108 億円（補助金約 54 億円））。
11 日（火）	【町】 公費解体受託業者（元請け）全社ヒアリング（17 日まで）
19 日（水）	【国】 災害等廃棄物処理事業費補助金交付額確定通知（約 54 億円）。
20 日（木）	【町】 公費解体に係る説明会（請負体制の把握及び管理監督責任、施工計画書の見直し）
21 日（金）	【県】 第 8 回「平成 28 年熊本地震に伴う災害廃棄物処理等に関する説明会」を開催。 【町】 補助金清算払分を請求（約 8 億円）
平成 29 年 5 月	
2 日（火）	【町】 補助金清算分を収納（約 8 億円）。
8 日（月）	【町】 益城町役場仮設庁舎運用開始。環境衛生課執務スペースが、仮設庁舎 1 階へ移転。
25 日（木）	【町】 補助金（繰越分）概算払を請求（約 10 億円）。
29 日（月）	【県】 第 12 回災害廃棄物処理に係る事務委託関係者会議を開催。
31 日（水）	【町】 補助金（繰越分）概算分を収納（約 10 億円）。

年月日	主な出来事 （【国】…国に関すること、【県】…県に関すること、【町】…益城町に関すること）
平成 29 年 6 月	
平成 29 年 7 月	
7 日（金）	【町】公費解体安全講習会（町・熊本労働基準監督署共催）を開催。
14 日（金）	【町】災害等廃棄物処理事業費補助金変更交付申請（事業費約 196 億円（補助金 98 億円））。
平成 29 年 8 月	
平成 29 年 9 月	
13 日（水）	【国】益城町に係る災害等廃棄物処理事業費補助金変更交付決定（約 98 億円）。
15 日（金）	【町】災害等廃棄物処理事業費補助金概算払請求（約 20 億円）。
25 日（月）	【町】補助金概算分を収納（約 20 億円）。
平成 29 年 10 月	
31 日（火）	【町】一次仮置場閉鎖（廃棄物搬出完了後、整地開始）。
平成 29 年 11 月	
1 日（水）	【町】公費解体仮置場を県二次仮置場とし、解体現場から直接搬入とする（残件数 41 件）
平成 29 年 12 月	
28 日（木）	【町】一次仮置場の原形復旧完了、所管課へ引渡し。
平成 30 年 1 月	
31 日（水）	【県】二次仮置場受入終了。
平成 30 年 2 月	
平成 30 年 3 月	
	【町】公費解体終了。

# 平成28年熊本地震に係る 益城町災害廃棄物処理実行計画

平成28年9月7日  
(第1版)

益 城 町

# 目次

第1章 災害廃棄物処理実行計画について.....	1
1 計画の目的.....	1
2 計画の位置づけ.....	1
3 計画の期間.....	1
第2章 被災の状況.....	2
1 地震の状況.....	2
2 住家被害の状況.....	2
第3章 災害廃棄物の発生量について.....	4
1 発生量推計の方法.....	4
2 発生量の推計値について.....	4
第4章 災害廃棄物処理の基本方針.....	7
1 役割分担.....	7
2 基本的な考え方.....	7
3 処理体制.....	8
4 財源.....	8
第5章 災害廃棄物の処理方法.....	9
1 災害廃棄物の処理フロー.....	9
2 災害廃棄物の集積.....	10
3 処理のスケジュール.....	12



# 第1章 災害廃棄物処理実行計画について

## 1 計画の目的

平成28年4月14日以降に発生した一連の「平成28年熊本地震」により、熊本県においては家屋の損壊等多大なる被害が生じました。とりわけ、益城町では、4月14日の前震と4月16日の本震において、震度7を立て続けに2度経験するという観測史上例を見ない大災害に見舞われ、町内の家屋等に甚大な被害が生じるとともに大量の片付けゴミが発生しました。今後も損壊家屋等の解体撤去が進捗することによって膨大な量の解体ガレキが発生することが見込まれます。

この計画は、「熊本県災害廃棄物処理実行計画」（以下「県計画」という。）を踏まえ、益城町において、災害廃棄物について適正な処理が円滑かつ迅速に行うための具体的な内容を定めるものです。

## 2 計画の位置づけ

この計画は、現時点で判明している災害廃棄物等の処理見込み量をもとに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画として作成するものです。

## 3 計画の期間

発災後、2年以内の処理終了を目標とします。ただし、災害廃棄物の処理を行う過程で災害廃棄物の測量や組成調査を行うとともに、損壊家屋等の解体撤去の進捗状況などを踏まえ、適宜見直すこととします。

## 第2章 被災の状況

### 1 地震の状況

熊本地震では、平成28年4月14日の前震以降、最大震度1以上を観測した地震は、平成28年8月31日現在で2047回を数え、益城町で震度4以上を観測した地震は17回に及びました。

発生日時	震央地名	地震の規模 (M)	最大震度	益城町で の震度
H28.4.14 21:26	熊本地方	6.5	7	7
H28.4.14 21:28	熊本地方	4.1	4	4
H28.4.14 21:37	熊本地方	3.9	4	4
H28.4.14 21:42	熊本地方	4.9	4	4
H28.4.14 21:55	熊本地方	3.9	4	4
H28.4.14 22:06	熊本地方	4.6	4	4
H28.4.14 22:07	熊本地方	5.8	6弱	6弱
H28.4.14 22:09	熊本地方	4.4	4	4
H28.4.14 22:16	熊本地方	4.1	4	4
H28.4.14 22:22	熊本地方	4.6	4	4
H28.4.14 22:38	熊本地方	5.0	5弱	4
H28.4.14 22:43	熊本地方	4.4	4	4
H28.4.16 01:25	熊本地方	7.3	7	7
H28.4.16 21:05	熊本地方	4.4	4	4
H28.4.19 17:52	熊本地方	5.5	5強	4
H28.4.19 20:47	熊本地方	5.0	5弱	4
H28.8.31 19:46	熊本地方	5.3	5弱	4

表1-1 益城町で震度4以上を観測した地震（平成28年8月31日現在）  
【出典】気象庁震度データベース（平成28年9月1日閲覧）

### 2 住家被害の状況

今回の地震による住家への被害状況は、熊本県全体で、全壊8,151棟、半壊29,

072棟、一部損壊129,624棟の合計166,847棟となっています（平成28年（2016）年熊本地震等に係る被害状況について【第170報】速報値）。

このうち益城町では、全壊2,714棟、半壊2,897棟、一部損壊4,567棟の合計10,178棟となっています。県内の全壊住家のうち約3分の1が益城町に集中するという未曾有の災害となっています。



## 第3章 災害廃棄物の発生量について

### 1 発生量推計の方法

益城町で発生する災害廃棄物の量については、次の計算式を用いて推計します。

$\text{推計量 (t)} = \text{解体工事着工前の処理量} + \text{解体工事に伴い発生する廃棄物量}$ $\text{※解体工事に伴い発生する廃棄物量 (t)} = \text{解体予定棟数} \times \text{平均延床面積 (m}^2\text{)} \times \text{原単位 (t/m}^2\text{)}$
---

### 2 発生量の推計値について

#### (1) 解体工事着手前の処理量

益城町では平成28年7月7日に公費解体に着手しましたので、平成28年4月発災当初から6月までに一次仮置場で処理をした災害廃棄物量をもって「解体工事着工前の処理量」とします。

解体工事着手前の処理量は、およそ16,415トンです。その内訳は【表3-1】のとおりです。

(単位：t)

品目		4月	5月	6月	計
木くず		2.1	0	2,457.5	2,459.6
コンクリートがら		173.5	3,411.8	3,109.9	6,695.2
金属くず		11.7	148.0	72.1	231.8
その他 (残材)	混合廃棄物	154.5	945.4	990.6	2,090.5
	瓦類	605.2	2,160.0	912.0	3,677.2
	その他	20.8	770.9	469.1	1,260.8
計		967.8	7,436.1	8,011.2	16,415.1

表3-1 平成28年4月・5月・6月における災害廃棄物処分量実績

#### (2) 解体工事に伴い発生する廃棄物量

解体工事に伴い発生する廃棄物の量は、解体予定棟数（公費解体及び自費解体）を基礎として算定します。

### ○解体予定棟数

被害認定調査による「全壊」判定家屋等の棟数の9割と「大規模半壊」「半壊」判定家屋等の4割をもって、解体予定棟数とします。

益城町の建物被害認定調査状況（【表3-2】参照）によれば、平成28年9月1日現在、全壊判定は4,697棟、大規模半壊判定が976棟、半壊判定が2,851棟ですので、解体予定棟数は5,757棟となります。

（単位：棟）

	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	無被害
住家	2,714	774	2,123	4,567	157
非住家	1,983	202	728	2,974	2,726
計	4,697	976	2,851	7,541	2,883

表3-2 建物被害認定調査状況〈調査ベース〉（平成28年9月1日現在）

【出典】益城町税務課調べ

### ○平均延床面積

家屋等の平均延床面積は、木造・非木造ごとに【表3-3】の数値を採用します。

	棟数	（割合）	合計床面積（㎡）	平均延床面積（㎡）
木造	14,187	（84.8%）	1,343,972	94.73
非木造	2,540	（15.2%）	749,701	295.16
合計	16,727		2,093,673	125.17

表3-3 益城町家屋等棟数及び平均延床面積

【出典】総務省「平成27年度 固定資産の価格等の概要調書（家屋 都道府県別表）」

### ○原単位

原単位（解体家屋等1㎡あたりの発生廃棄物量）は、木造・非木造ごとに【表3-4】の数値を採用します。

木造	0.6（t/㎡）
非木造	1.0（t/㎡）

表3-4 廃棄物発生量原単位

【出典】熊本県災害廃棄物処理実行計画（第1版）

### ○算定結果

以上により、解体工事に伴い発生する廃棄物は、535,748トンと見込まれます。

### (3) 災害廃棄物発生量（推計）について

(1)及び(2)により算出した結果、益城町における災害廃棄物の発生推計量は、552,163 トンとなります。これは、益城町の年間一般廃棄物排出量の約5.5倍にのぼる膨大なものです（平成26年度における益城町一般廃棄物年間排出量は11,173 トン）。種類別の発生推計量は【表3-5】のとおりです。

この推計量については、損壊家屋等の解体撤去の状況や廃棄物の処理等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

(単位：千t)

木くず	コンクリートがら	金属くず	その他			計
			混合廃棄物	瓦類	その他	
117	309	18	52	16	40	552

表3-5 災害廃棄物種類別発生推計量

(単位：%)

	木くず	コンクリートがら	金属くず	その他		
				混合廃棄物	瓦類	その他
木造	25.3	35.9	2.3	18.1	4.5	13.9
非木造	17.2	78.4	4.4	0.0	0.0	0.0

表3-6 建物構造別組成割合  
【出典】熊本県災害廃棄物処理実行計画（第1版）

## 第4章 災害廃棄物処理の基本方針

### 1 役割分担

災害廃棄物の処理にあたって、益城町、熊本県及び国の役割は、原則として【表4-1】のとおりです。

益城町の役割	熊本県の役割	国の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況の収集</li> <li>・町版災害廃棄物処理実行計画の策定</li> <li>・災害廃棄物処理体制の整備</li> <li>・仮置場の確保</li> <li>・損壊家屋等の解体撤去</li> <li>・災害廃棄物の処理及び業務の管理</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内市町村の被害状況の集約</li> <li>・県災害廃棄物処理実行計画の策定</li> <li>・市町村の災害廃棄物処理体制の整備への技術的助言</li> <li>・災害廃棄物の処理支援及び広域処理の調整</li> <li>・地方自治法に基づく災害廃棄物処理に関する事務委託分に関する災害廃棄物処理の実施及び業務管理</li> <li>・県全体の災害廃棄物の処理の進捗管理</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村又は地方自治法に基づき、事務委託を受けた県への技術的助言、財政的支援</li> <li>・広域かつ効率的な処理に向け、県外の自治体や民間事業者の処理施設に係る情報提供</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

表4-1 町・県・国の役割分担  
【出典】熊本県災害廃棄物処理実行計画（第1版）

災害廃棄物は一般廃棄物として取り扱われることから、本来、益城町内で発生した災害廃棄物については益城町において処理を実施する必要があります。しかし、今回の地震で発生した災害廃棄物は、益城町での一般廃棄物年間排出量を遥かに超える量が見込まれており、益城町だけで処理することは困難です。

そこで、益城町では、地方自治法第252条の14の規定に基づき、熊本県に対して、災害廃棄物の処理業務の一部（災害廃棄物二次仮置場の管理運営及びそれに係る処分）を委託することとしました。

### 2 基本的な考え方

益城町では、次に掲げる考え方に基づき、災害廃棄物の処理を実施します。

#### ○ 円滑かつ迅速な処理

災害廃棄物は、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止の観点から、その適正

な処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に処理する必要があります。

そこで、益城町では、町設置の一次仮置場について適正な運営管理を行うとともに、県設置の二次仮置場と役割を分担し、効率的な処理に努め、「発災後2年以内の処理終了」という計画目標を実現します。

### ○ 環境に配慮した処理

災害廃棄物の処理にあたっては、環境負荷の軽減、資源の有効活用の観点から、可能な限り分別し、再生利用（リサイクル）と減量化を図り、埋立て処分量を削減します。また、仮置場において周辺的生活環境に最大限配慮し、土壌汚染や水質汚染などの防止対策を徹底します。

また、町が実施する損壊家屋等の解体撤去にあたっては、施工業者に対して、アスベスト飛散防止対策や粉じん飛散防止対策の徹底を指示します。

## 3 処理体制

---

益城町では、従来、廃棄物関連業務については、住民生活課内の生活環境係において担っていましたが、災害廃棄物処理業務の増加に伴い、平成28年6月1日付けで環境衛生課を設置しました。今後、環境衛生課において、この計画及び県計画を踏まえ、災害廃棄物の処理を実施します。

## 4 財源

---

環境省の「災害等廃棄物処理事業費補助金」を活用します。復旧復興の進捗に伴って今後も益城町全体での支出の増加が見込まれるため、国及び県に対してさらなる財政的支援を要望していきます。



# 第5章 災害廃棄物の処理方法

## 1 災害廃棄物の処理フロー

次のフローに基づき、災害廃棄物进行处理します。仮置場に搬入する段階から可能な限りの分別を行うとともに、仮置場でも重機による選別を行います。

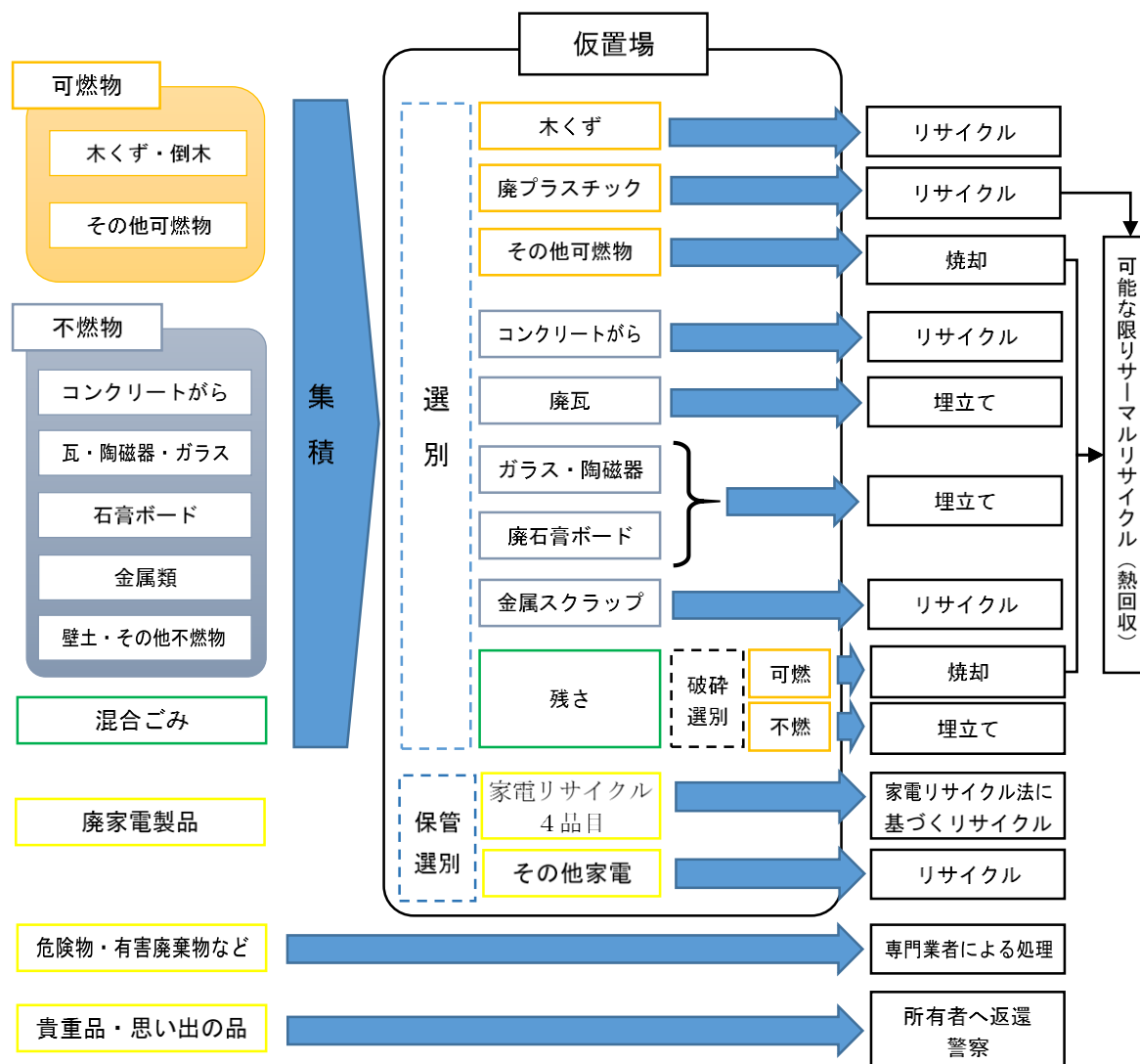


表5-1 災害廃棄物の処理フロー

## 2 災害廃棄物の集積

益城町では、災害廃棄物の一次仮置場を町内に1か所設置しています（益城中央小学校跡地）。また、益城町を含む7市町村から委託を受けて県が設置する二次仮置場が益城町内に設置される予定です。



表5-2 災害廃棄物仮置場の位置

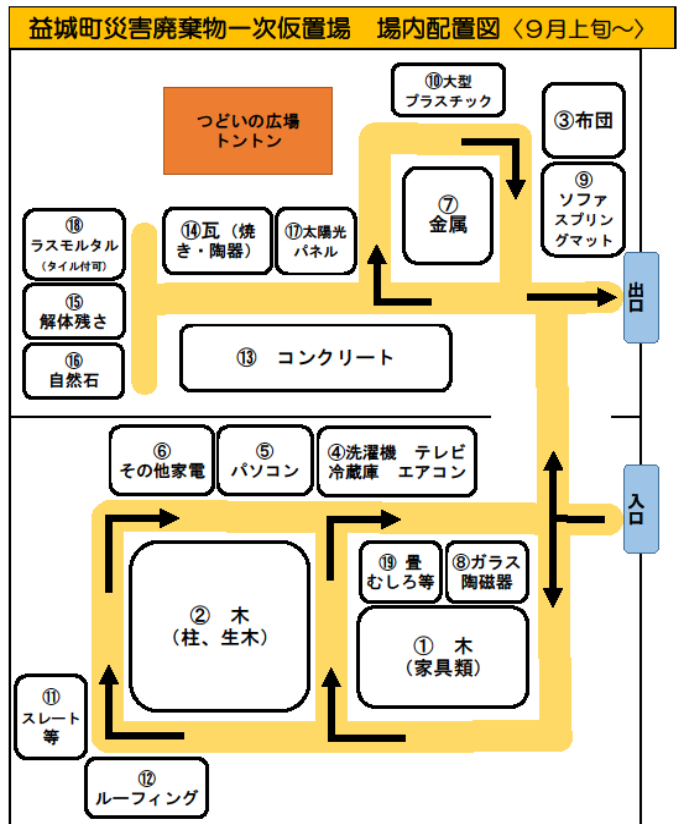


表5-3 一次仮置場 場内配置図（平成28年9月現在）

## (1) 一次仮置場と二次仮置場について

町が設置する一次仮置場では、町内で発生した災害廃棄物の全品目を受け入れています。県が設置する二次仮置場には、受入対象である「木くず」「コンクリートがら」「廃瓦」「混合廃棄物」を一次仮置場から、又は解体工事現場から直接に搬入します。

町が設置する一次仮置場の管理運営に当たっては、次の事項を順守します。

- ・ 災害廃棄物を円滑に搬入搬出するため、仮置場の出入口や搬入経路、仮置場内の各所に誘導員・係員を配置する。
- ・ 木くずや可燃物は、高さ5メートル以上積み上げを行わないようにするなど、仮置場での火災発生を予防する。
- ・ 災害廃棄物の飛散防止策として、場内及び廃棄物への散水の実施やスレート・壁材等をフレキシブルコンテナバッグに保管するなど適切に対応する。
- ・ 台風接近時などには、仮置場の搬入を停止して、可能な限り搬出に注力し、仮置場の周囲に災害廃棄物が飛散しないよう対策を講じる。

### 3 処理のスケジュール

一般家庭等で発生した片付けごみについては、一次仮置場への搬入を原則として平成28年8月末までに終了します（平成28年9月以降は、搬入許可証を発行して対応）。

損壊家屋等の解体撤去については、平成30年3月までに完了することを目標とします（可能な限りこの目標を前倒しで達成できるよう体制を整備します。）。一次仮置場については、平成30年3月を目途に仮置場からのガレキ搬出を完了し、その後、速やかに撤収します。

この実行計画は、損壊家屋等の解体撤去をはじめ、災害廃棄物の処理の進捗状況に合わせて、随時見直します。

		平成28年										平成29年	平成30年
		4	5	6	7	8	9	10	11	12			
損壊家屋等の解体撤去													
一次仮置場 (町)	片付けごみ受入れ												
	解体ガレキ受入れ												
二次仮置場(県)													
実行計画の検証													

表5-4 災害廃棄物の処理スケジュール

平成28年熊本地震に係る  
益城町災害廃棄物処理実行計画  
第2版

平成28年 9 月 7 日 策定

平成29年 6 月 21 日 改訂

益 城 町

# 目次

第1章 災害廃棄物処理実行計画について.....	1
1 計画の目的.....	1
2 計画の位置づけ.....	1
3 計画の期間.....	1
第2章 被災の状況.....	2
1 地震の状況.....	2
2 住家被害の状況.....	2
第3章 災害廃棄物の発生量について.....	4
1 発生量推計の方法.....	4
2 これまでの廃棄物処理量について.....	4
3 これからの廃棄物発生推計量について.....	6
4 災害廃棄物発生推計量について.....	6
第4章 災害廃棄物処理の基本方針.....	7
1 役割分担.....	7
2 基本的な考え方.....	7
3 処理体制.....	8
4 財源.....	8
第5章 損壊家屋等の解体撤去（公費解体）について.....	9
1 経緯.....	9
2 公費解体と自費解体.....	9
3 公費解体の進捗状況について.....	10
第6章 災害廃棄物の処理方法.....	11
1 災害廃棄物の処理フロー.....	11
2 災害廃棄物の集積.....	12
3 処理のスケジュール.....	14

# 第1章 災害廃棄物処理実行計画について

## 1 計画の目的

平成28年4月14日以降に発生した一連の「平成28年熊本地震」により、熊本県において家屋の損壊など甚大な被害が生じました。とりわけ、益城町では、4月14日の前震と4月16日の本震により、震度7を立て続けに2度経験するという観測史上例を見ない大災害に見舞われ、町内の家屋等に甚大な被害が生じるとともに、大量の片付けゴミが発生しました。今後も損壊家屋等の解体撤去が進捗することによって膨大な量の解体ガレキが発生することが見込まれます。

この計画は、「熊本県災害廃棄物処理実行計画」(以下「県計画」という。)を踏まえ、益城町において、災害廃棄物について適正な処理が円滑かつ迅速に行うための具体的な内容を定めることを目的として、平成28年9月7日に第1版を策定しました。

その後、平成28年度の処分実績が明らかになるとともに、公費解体の申請棟数が概ね確定したため、この計画を最新のデータに基づき改訂します。

## 2 計画の位置づけ

この計画は、現時点で判明している災害廃棄物等の処理見込み量をもとに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画として作成するものです。

また、平成28年12月20日に策定された益城町復興計画においても、「公費解体の迅速な推進」が重点取組として位置づけられています。

## 3 計画の期間

発災後、2年以内の処理終了を目標とします。ただし、災害廃棄物の処理を行う過程で災害廃棄物の測量や組成調査を行うとともに、損壊家屋等の解体撤去の進捗状況などを踏まえ、適宜見直すこととします。

## 第2章 被災の状況

### 1 地震の状況

熊本地震では、平成28年4月14日以降1年間で、最大震度1以上を観測した地震は4,296回を数えます。また、益城町で震度1以上を観測した地震は612回に及びます。

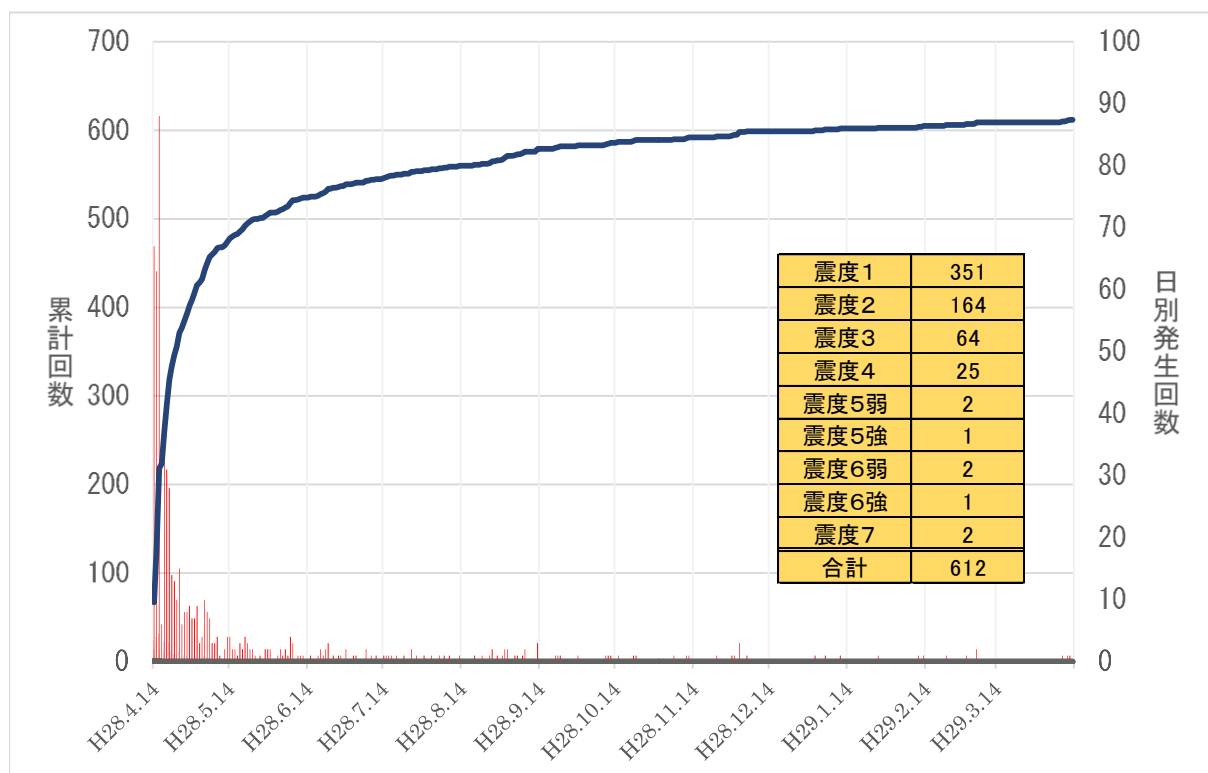


表1-1 益城町における地震発生回数（震度1以上）  
気象庁発表資料に基づき環境衛生課作成

### 2 住家被害の状況

今回の地震による住家への被害状況は、熊本県全体で、全壊8,640棟、半壊33,623棟、一部損壊147,263棟の合計189,526棟となっています（県危機管理防災課発表「平成28年（2016）年熊本地震等に係る被害状況について【第234報】速報値」）。



このうち益城町では、全壊3,026棟、半壊3,232棟、一部損壊4,326棟の合計10,584棟となっています。県内の全壊住家のうち約3分の1が益城町に集中するという未曾有の災害といえます。



○損壊家屋等の解体撤去が進む木山交差点付近

## 第3章 災害廃棄物の発生量について

### 1 発生量推計の方法

平成28年9月7日付け益城町災害廃棄物処理実行計画（第1版）では、益城町で発生する災害廃棄物の量を次の計算式を用いて推計しました。

$$\begin{aligned} \text{推計量 (t)} &= \text{解体工事着工前の処理量} + \text{解体工事に伴い発生する廃棄物量} \\ \text{※解体工事に伴い発生する廃棄物量 (t)} &= \text{解体予定棟数} \times \text{平均延床面積 (m}^2\text{)} \times \text{原単位 (t/m}^2\text{)} \end{aligned}$$

損壊家屋等の解体撤去が進むとともに、平成28年度分の災害廃棄物処理実績が判明したことから、これらを踏まえ、第2版では次の計算式を用いて発生総量を推計します。

$$\begin{aligned} \text{推計量 (t)} &= \text{これまでの廃棄物処理量} + \text{これからの廃棄物発生推計量} \\ \text{※これまでの廃棄物処理量} &= \text{「一次仮置場廃棄物処理量 (H28年度)」} + \text{「二次仮置場搬入量 (H28年度)」} + \text{「益城クリーンセンター処理量実績 (H28年度)」} \\ \text{※これからの廃棄物発生推計量} &= \text{「解体家屋等1棟あたりの廃棄物発生量平均」} \times \text{「解体予定棟数」} \end{aligned}$$

### 2 これまでの廃棄物処理量について

益城町では、前震翌日の平成28年4月15日から益城中央小学校跡地に災害廃棄物仮置場を設置し、町内で発生する災害廃棄物の受入れを開始しました。また、益城町を含む7市町村から事務委託を受けて県が設置する災害廃棄物二次仮置場が同年9月30日から一部併用を開始しました。

平成29年3月までに仮置場に搬入され処分した廃棄物は、一次仮置場及び二次仮置場を合わせて、計202,050トンでした。

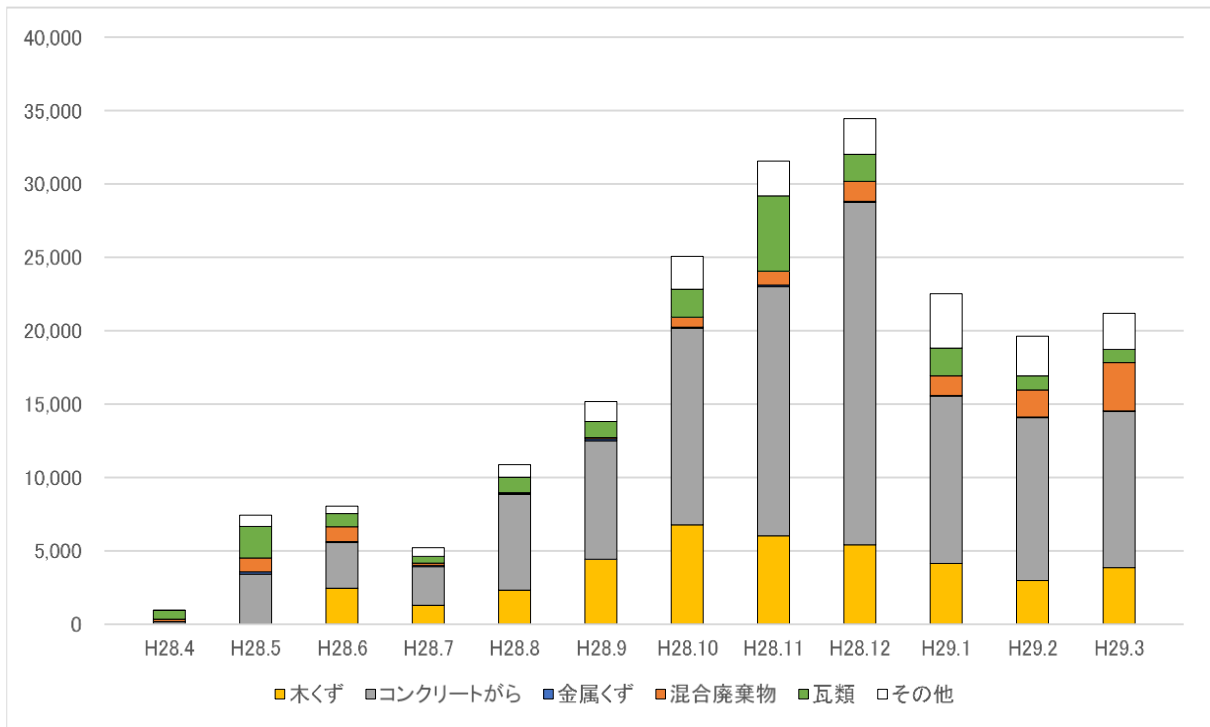


表 3-1 平成28年度益城町災害廃棄物処分実績 (重量ベース)

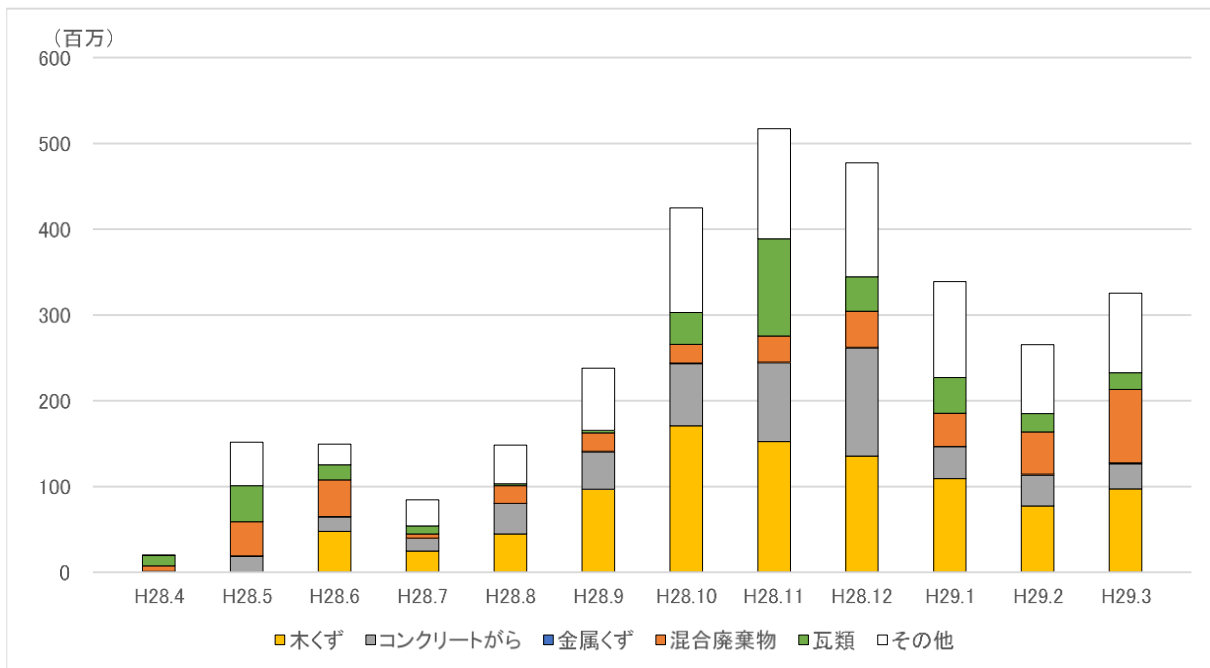


表 3-2 平成28年度益城町災害廃棄物処分実績 (金額ベース)

なお、公費解体のうち、所有者が業者と直接契約のうえ損壊家屋等を解体撤去した後、町に対して費用の償還を請求する「自費解体」において発生した廃棄物のなかには仮置場で受け入れずに産業廃棄物として処理されているものもあります。ただし、この場合も損壊家屋等の解体により発生したものであり、災害廃棄物に含めるべきも

のであるため、推計上は処理実績量に含めることとします。自費解体の申請に添付されていたマニフェスト（産業廃棄物管理票）によれば、計22,509トンでした。

また、益城・嘉島・西原環境衛生施設組合が設置運営する一般廃棄物処理施設「益城クリーンセンター」にも、益城町で発生した可燃ごみなどの災害廃棄物が搬入されています。平成29年2月末時点で、計5,486トンでした。

以上より、これまでに処理処分した災害廃棄物処理量は合計230,045トンとなります。

### 3 これからの廃棄物発生推計量について

これからの災害廃棄物は、主として公費解体により発生します。

平成29年3月31日までに解体完了した家屋等の数などから今後発生する見込みの廃棄物量を推計したところ、98,707トンとなります。

### 4 災害廃棄物発生推計量について

2及び3により、益城町における災害廃棄物発生推計量は328,752トン（平成29年4月1日時点）となります。

この推計量を分母とした平成28年度末時点での処理率は、69.98パーセントです（参考：熊本県全体54.4パーセント）。

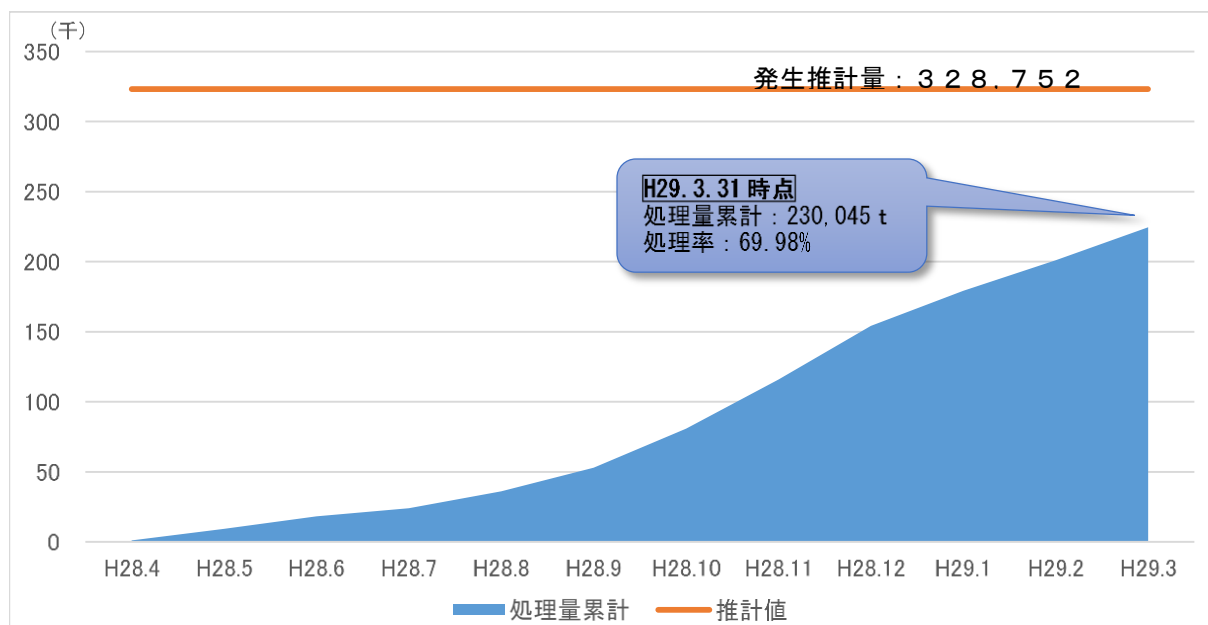


表3-3 益城町災害廃棄物処分量累計

## 第4章 災害廃棄物処理の基本方針

### 1 役割分担

災害廃棄物の処理にあたって、益城町、熊本県及び国の役割は、原則として【表4-1】のとおりです。

益城町の役割	熊本県の役割	国の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況の収集</li> <li>・町版災害廃棄物処理実行計画の策定</li> <li>・災害廃棄物処理体制の整備</li> <li>・仮置場の確保</li> <li>・損壊家屋等の解体撤去</li> <li>・災害廃棄物の処理及び業務の管理</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内市町村の被害状況の集約</li> <li>・県災害廃棄物処理実行計画の策定</li> <li>・市町村の災害廃棄物処理体制の整備への技術的助言</li> <li>・災害廃棄物の処理支援及び広域処理の調整</li> <li>・地方自治法に基づく災害廃棄物処理に関する事務委託分に関する災害廃棄物処理の実施及び業務管理</li> <li>・県全体の災害廃棄物の処理の進捗管理</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村又は地方自治法に基づき、事務委託を受けた県への技術的助言、財政的支援</li> <li>・広域かつ効率的な処理に向け、県外の自治体や民間事業者の処理施設に係る情報提供</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

表4-1 町・県・国の役割分担  
【出典】熊本県災害廃棄物処理実行計画（第1版）

災害廃棄物は一般廃棄物として取り扱われることから、本来、益城町内で発生した災害廃棄物については益城町において処理を実施する必要があります。しかし、今回の地震で発生した災害廃棄物は、益城町での一般廃棄物年間排出量を遥かに超える量が見込まれており、益城町だけで処理することは困難です。

そこで、益城町では、地方自治法第252条の14の規定に基づき、熊本県に対して、災害廃棄物の処理業務の一部（災害廃棄物二次仮置場の管理運営及びそれに係る処分）を委託することとしました。

### 2 基本的な考え方

益城町では、次に掲げる考え方に基づき、災害廃棄物の処理を実施します。

#### ○ 円滑かつ迅速な処理

災害廃棄物は、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止の観点から、その適正

な処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に処理する必要があります。

そこで、益城町では、町設置の一次仮置場について適正な運営管理を行うとともに、県設置の二次仮置場と協働して効率的な処理に努め、「発災後2年以内の処理終了」という計画目標を実現します。

### ○ 環境に配慮した処理

災害廃棄物の処理にあたっては、環境負荷の軽減、資源の有効活用の観点から、可能な限り分別し、再生利用（リサイクル）と減量化を図り、埋立て処分量を削減します。また、仮置場において周辺的生活環境に最大限配慮し、土壌汚染や水質汚染などの防止対策を徹底します。

また、町が実施する損壊家屋等の解体撤去にあたっては、施工業者に対して、アスベスト飛散防止対策や粉じん飛散防止対策の徹底を指示します。

## 3 処理体制

---

益城町では、従来、廃棄物関連業務については、住民生活課内の生活環境係（3名）において担っていましたが、災害廃棄物処理業務の増加に伴い、平成28年6月1日付けで役場組織を改編し、環境衛生課を設置しました。今後、環境衛生課において、この計画及び県計画を踏まえ、災害廃棄物の処理を実施します。

## 4 財源

---

環境省の「災害等廃棄物処理事業費補助金」を活用します。

熊本地震における被害の甚大さに鑑みて、地方財政措置の拡充と新たに設けられた基金による被災規模と財政力に応じた措置により、通常災害時よりも被災市町村の実質的負担割合が引き下げられました。町の実質的な負担割合は、0.3%程度になる見込みです。

## 第5章 損壊家屋等の解体撤去（公費解体）について

### 1 経緯

通常の災害では、被災した家屋等の解体撤去については、全壊判定を受けた家屋等を除き、国庫補助の対象とはならないため、所有者の費用により解体撤去をしなければなりません。

しかし、熊本地震では、被害の甚大さに鑑みて、半壊判定（大規模半壊判定を含む）を受けた家屋等の解体費用も補助対象とされました。これは、平成7年の阪神・淡路大震災、平成23年の東日本大震災に続く3例目の措置です。

### 2 公費解体と自費解体

熊本地震で被災した家屋等のうち、半壊以上の判定を受けたものについては、町に対して申請をすることで、公費により解体撤去することができます。その流れは【図5-1】のとおりです。

益城町では、平成28年6月15日から平成29年3月31日までの受付期間中に2,331件（3,478棟）の申請を受け付けました。

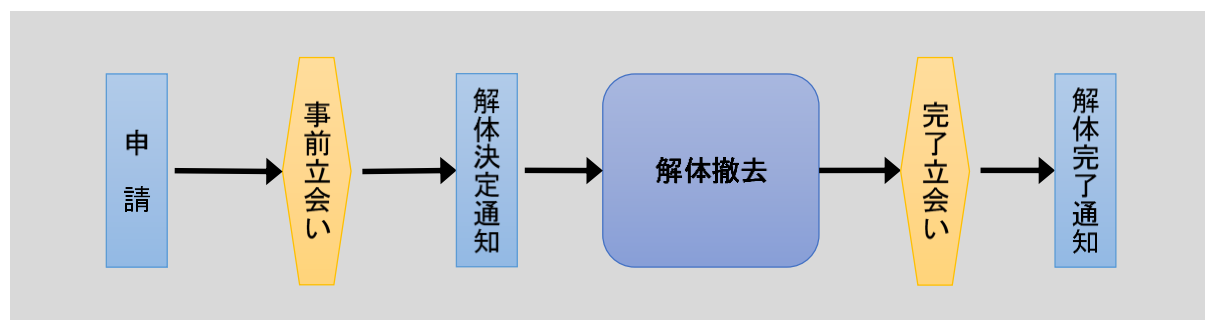


図5-1 公費解体の流れ（益城町）

所有者が業者と直接契約のうえ解体した場合であっても、公費解体の要件を満たす場合には、町に対して費用の償還を請求することができました。その流れは【図5-2】のとおりです。

益城町では、平成28年7月20日から平成29年1月31日までの受付期間中に1,344件（2,001棟）の申請を受け付けました。

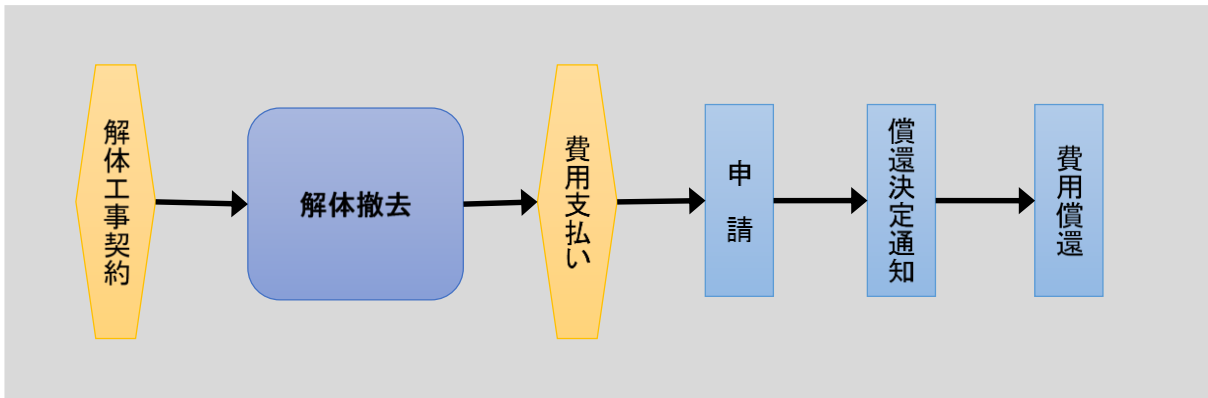


図 5 - 2 自費解体（先行解体）の流れ

### 3 公費解体の進捗状況について

益城町では、「発災後 2 年」である平成 30 年 3 月終了を目標として、平成 28 年 7 月 7 日から公費解体に着手しました。

平成 29 年 5 月 31 日時点では、解体予定 5,500 棟のうち 4,334 棟の建物を解体撤去し（自費解体を含む）、当初計画を上回るペースで進捗しています。現時点では、平成 29 年 7 月までに事前立会いが全て完了し、同年 10 月までには町内の損壊家屋等の解体撤去が概ね完了する見込みです。

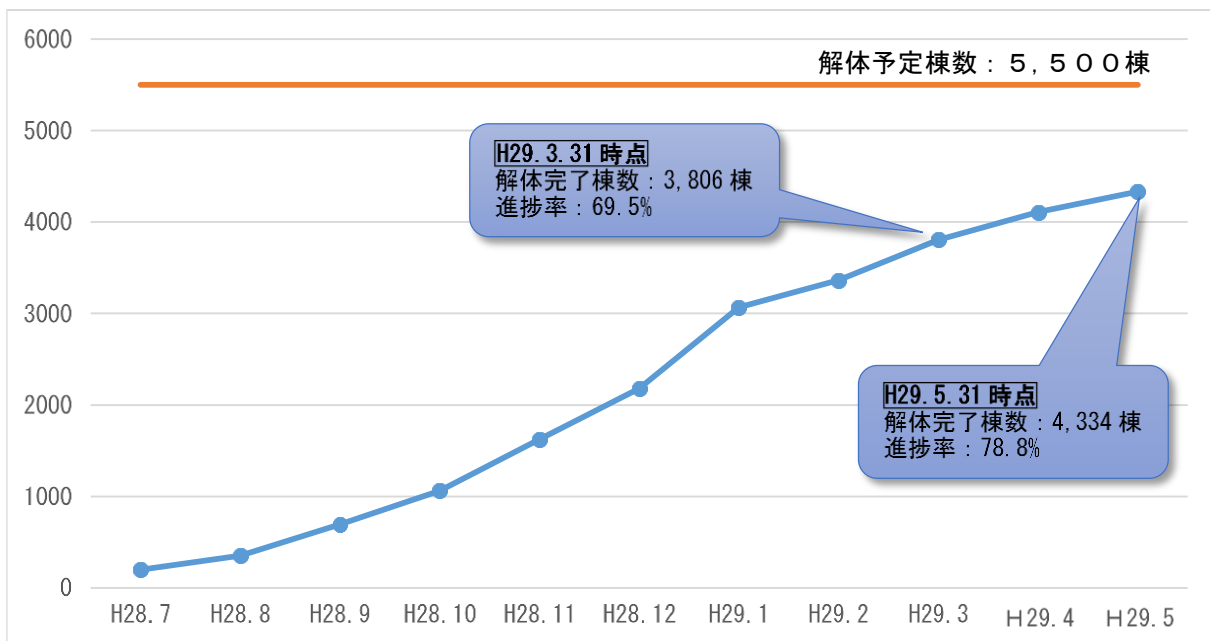


表 5 - 3 益城町における公費解体の進捗状況（平成 29 年 5 月 31 日現在）



# 第6章 災害廃棄物の処理方法

## 1 災害廃棄物の処理フロー

次のフローに基づき、災害廃棄物を処理します。仮置場に搬入する段階から可能な限りの分別を行うとともに、仮置場でも重機による選別を行います。

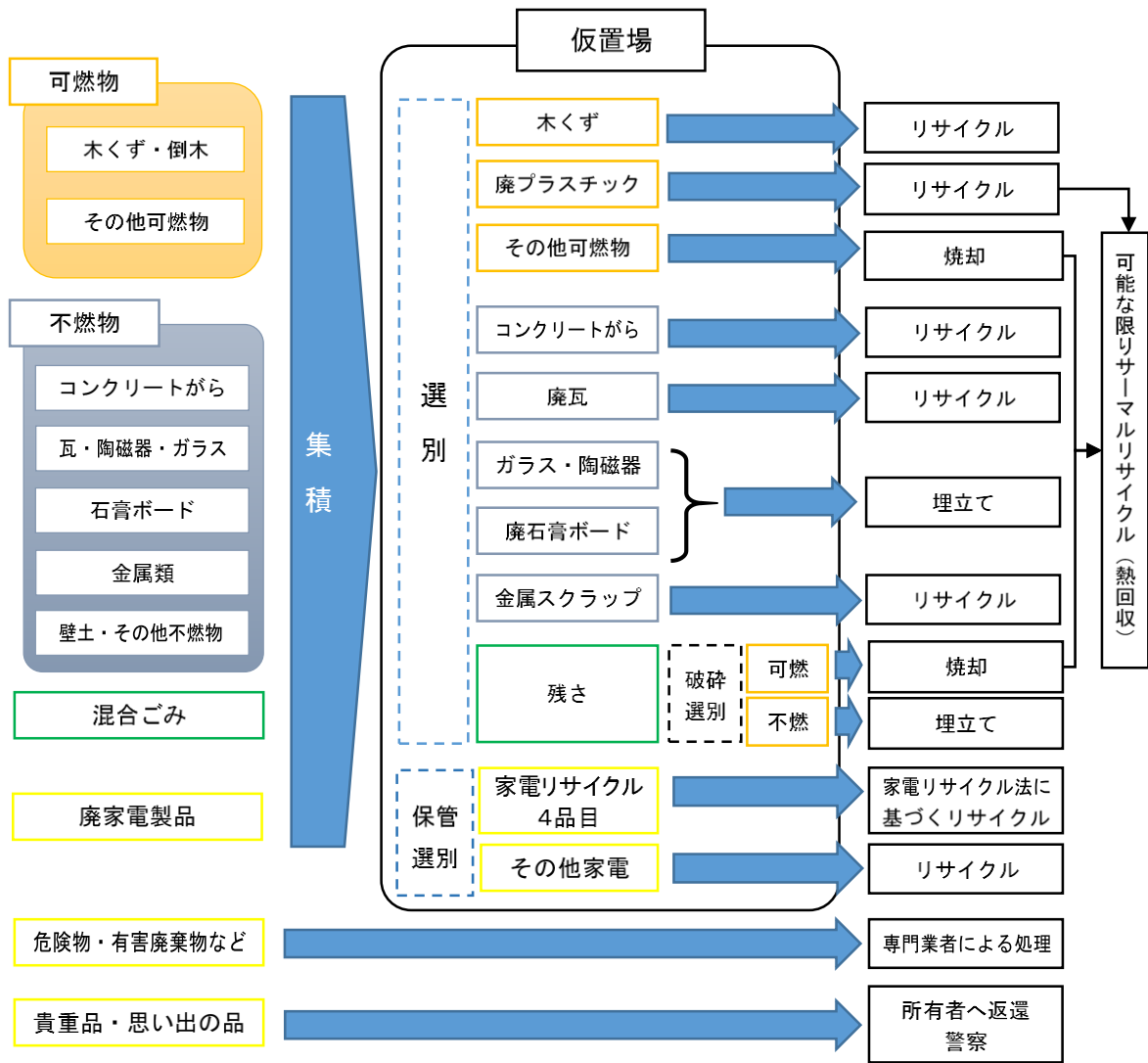


表5-1 災害廃棄物の処理フロー

## 2 災害廃棄物の集積

益城町では、災害廃棄物の一次仮置場を町内に1か所設置しています（益城中央小学校跡地）。また、益城町を含む7市町村から委託を受けて県が運営する二次仮置場が益城町小谷に設置され、平成28年9月30日から一部併用を開始しました。



表5-2 災害廃棄物仮置場の位置  
(国土地理院の「地理院地図」を使用)

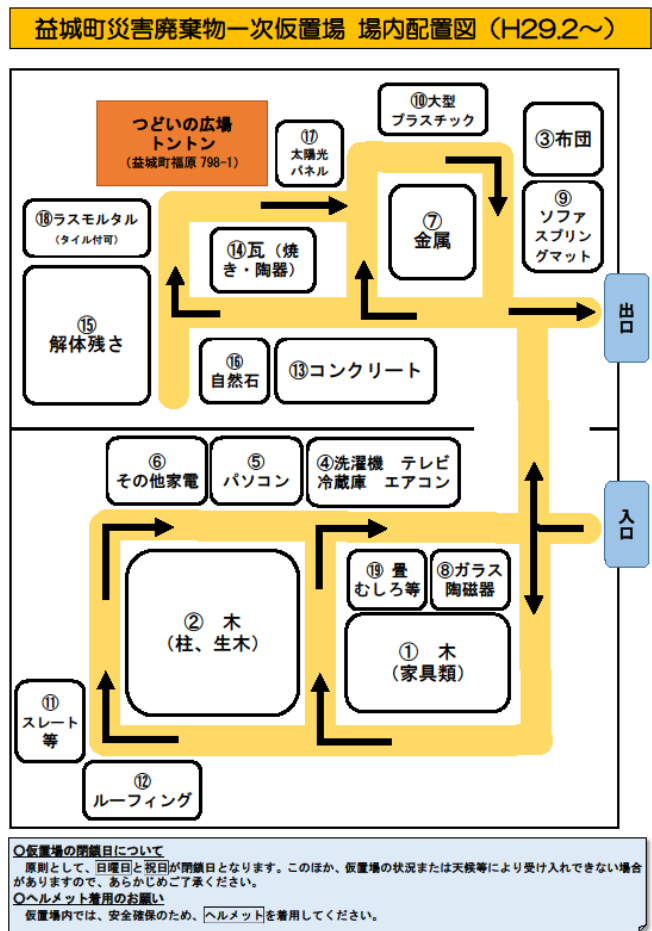


表5-3 一次仮置場 場内配置図 (平成29年4月現在)

町が設置する一次仮置場では、町内で発生した災害廃棄物の全品目を受け入れています。

県が設置する二次仮置場には、受入対象である「木くず」「コンクリートがら」「廃瓦」「混合廃棄物」「畳・ふとん」を一次仮置場から、又は解体工事現場から搬入します。

町が設置する一次仮置場の管理運営に当たっては、次の事項を順守します。

- ・ 災害廃棄物を円滑に搬入搬出するため、仮置場の出入口や搬入経路、仮置場内の各所に誘導員・係員を配置する。
- ・ 木くずや可燃物は、高さ5メートル以上積み上げを行わないようにするなど、仮置場での火災発生を予防する。
- ・ 災害廃棄物の飛散防止策として、場内及び廃棄物への散水の実施やスレート・壁材等をフレキシブルコンテナバッグに保管するなど適切に対応する。
- ・ 場内での安全確保のため、作業員や来場者に対して、ヘルメット・マスク着用を求める。
- ・ 台風接近時などには、仮置場の搬入を停止して、可能な限り搬出に注力し、仮置場の周囲に災害廃棄物が飛散しないよう対策を講じる。



### 3 処理のスケジュール

一般家庭等で発生した片付けゴミについては発災当初から許可証なしに受け入れていましたが、平成28年9月からは解体前の家屋等から生じる片付けゴミを中心に搬入許可証を発行して受け入れています。

損壊家屋等の解体撤去については、当初は平成30年3月までに完了することを目標としていましたが、順調に進捗した結果、平成29年10月までには概ね完了の見込みです。一次仮置場については、公費解体完了後に原状復旧を行ったうえで速やかに撤収します。

	平成28年												平成29年				平成30年					
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	1	2	3	4					
損壊家屋等の解体撤去																						
一次仮置場(町)																						
二次仮置場(県)																						
実行計画の検証																						

表5-4 災害廃棄物の処理スケジュール